

高岡市戸出コミュニティセンター自動販売機設置事業者募集要項

1 貸付物件

施設名	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置 台数	最低 貸付料率
高岡市戸出コミュニティセンター	高岡市戸出町 2 丁目 13 番 4 号	1 階湯沸室横	1.3 m ² /台	1 台	10%

- (1) 貸付面積には、容器回収ボックス及び電気使用量を測定する計量器（子メーター）設置部分を含みます。
- (2) 貸付箇所は、1 階湯沸室横にある既存自動販売機の左側となります。
- (3) 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、事前に貸付物件の確認をしてください。

2 申込みの資格

法人又は個人を問わず申込みできますが、次の項目に該当する場合は申込みをすることができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 貸付物件の使用目的が不適格と認められる者。
- (3) 市税の滞納がある者。
- (4) 富山県内に本店、支店又は事業所を有しない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者として高岡市暴力団排除条例施行規則第 3 条で定める者。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者。

3 自動販売機の設置の条件

(1) 貸付期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。（貸付期間の更新はありません。）

(2) 貸付料

設置する自動販売機の売上額に、提案のあった貸付料率を乗じた金額をもって貸付料とします。（光熱水費については、使用量に応じ、貸付料とは別に徴収します。）

(3) 設置等に伴う費用

自動販売機の設置及び撤去にかかる工事費等はすべて設置事業者の負担とします。また自動販売機に、電気使用量を測定する計量機（子メーター）を設置し、自動販売機のそばに容器回収ボックスを設置してください。設置及び撤去に伴う費用等は、すべて設置事業者の負担とします。

(4) 販売品目

- ① お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の清涼飲料水とし、酒類・たばこの販売は行うことができません。販売方法はビン、缶、ペットボトル等の密閉型とします。
- ② 設置する自動販売機の種類、販売品目については、設置事業者の選定後に市と協議のうえ決定していただきます。販売価格については、標準小売価格を上回らない価格としてください。

(5) 維持管理

- ① 設置する自動販売機については、省電力やノンフロン対応等の環境に配慮した機種としてください。
- ② 商品補充や金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行ってください。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- ③ 容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収するとともに、自動販売機の周辺を清潔に保つようにしてください。
- ④ 自動販売機を設置するに際しては、安全に設置するとともに、設置後においても安全面に問題がないか適宜確認してください。
- ⑤ 関係法令の遵守を徹底するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、設置事業者の責任においてこれを行ってください。
- ⑥ 自動販売機の故障や問合せ及び苦情については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において迅速に対応してください。
- ⑦ 自動販売機の汚損又は破損、盗難等の事故が発生した場合でも、高岡市の責任に帰することが明らかな場合を除き、高岡市はその責任を負わないものとします。
- ⑧ 設置期間の満了に際しては、その満了の日までに自動販売機等の撤去を完了してください。

4 申込方法及び提出書類

申込期間	令和7年8月7日(木)から令和7年8月21日(木)まで 午前8時30分から午後5時15分まで（但し、土曜日、日曜日、祝日は除く）
申込場所	高岡市戸出町2丁目13番4号 高岡市役所戸出支所 市民係 (戸出コミュニティセンター1階)
申込方法	持参（郵送、電話（FAX）による申込みは受け付けません。）
提出書類	①申込書（様式第1号） ②役員名簿（様式第2号） ③法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※個人の場合は住民票抄本 ④印鑑証明書 ⑤所在地及び住所地における令和7年度市税納税証明書

※提出書類の③及び④については、発行後3ヵ月以内のものであればコピー可とします。

※提出書類の⑤についてはコピー可とします。

※申込の取下げは、申込期間内に限り行うことができますが、この場合は、理由を記入した書面を提出して下さい。

5 貸付料率の提案について

申込書の「提案する貸付料率」欄に、売上額に対する貸付料率をパーセンテージ（％）で記入してください。但し、光熱水費については、使用量に応じた金額を別に徴収しますので、貸付料率には含めないものとします。（貸付料率には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

6 設置事業者の選定方法

- (1) 市が定めた最低貸付料率以上の料率で、最も高い貸付料率を提案した申込者を設置事業者として選定します。（なお、同じ貸付料率を提案した申込者が複数あった場合は、当該申込者の立会いのもと、くじにより選定します。）
- (2) 設置事業者の選定後、各申込者には、選定結果を通知いたします。

7 契約の締結

- (1) 設置事業者を選定された事業者と、賃貸借契約を締結します。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて設置事業者の負担とします。
- (3) 契約は、申込書に記載された申込者名義で行います。

8 売上額の報告

設置事業者は、市が指定する期日までに、設置した自動販売機の売上額を市に報告するものとします。

9 貸付料等の徴収

貸付料、光熱水費については、高岡市が発行する納入通知書により指定する期限までに納入していただきます。

10 設置事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての選定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに貸付の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が、選定後に申込の資格を失った場合。

11 その他

設置事業者の選定後、決定した貸付料率及び申込者数等を、高岡市が公表することがあります。

12 問合せ先

〒939-1104 高岡市戸出町2丁目13番4号

高岡市生活環境文化部戸出支所 市民係

TEL : 0766-63-1250

E-mail : c-toide@city.takaoka.lg.jp

関係法令

○地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) (略)
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)～(8) (略)

○高岡市暴力団排除条例施行規則

(暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者)

第3条 条例第6条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者